



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

ポストインされた身に覚えのない荷物 ～海外から届いた荷物～

【事例 1】

私宛に、身に覚えのない荷物がポストに入っていた。送り主は海外の業者のようだが、どうしたらいいか。

【事例 2】

娘宛に海外から荷物が届いた。代引きだったのでネットショッピングしたのだと思い、支払って受け取った。娘の帰宅後に荷物を渡すと、何も注文してないし、知らない業者だという。どうすればいいか。

【ひとことアドバイス】

- 荷物が未開封の場合、配送業者に受け取り拒否が可能か、相談しましょう。
- 届いた商品が模倣品だった場合など、中身によっては海外の発送元へ返送する行為は、関税法上の問題となる可能性があります。安易に返送せず、一定期間保管しましょう。
- クレジットカードの利用明細に該当するような請求がないか、確認しましょう。身に覚えのない請求があった場合は、できるだけ早くカード会社に不正利用の相談をしましょう。
- 令和3年特定商取引法改正では、注文や契約をしていないにも関わらず、業者が一時的に送りつけた商品について直ちに処分が可能になりました。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務が生じることはありません。
- 代引きで商品を受け取った場合、即日入金処理されるため、翌日以降の返金はできません。不明なときは宅配業者に持ち帰ってもらい、家族であっても本人に確認してから受け取りましょう。